

陳陽孟子訓義校積 (三)

兕玉憲明

樂書卷第九十三^a

孟子訓義^b

離婁上

孟子曰、離婁之明、公輸子之巧、不以規矩不能成方圓、師曠之聰、不以六律不能正五音、堯舜之道、不以仁政不能平治天下。今有仁心仁聞、而民不被其澤、不可法於後世者、不行先王之道也。故曰、徒善不足以爲政、徒法不能以自行。詩云、不愆不忘率由舊章。遵先王之法而過者、未之有也。

見乃謂之象、形乃謂之器。聖人明道之象以制器、即器之體以寓象。非智至明不足以創之、非工至巧不足以述之。離婁之明、能察秋毫於百步之外、智之至明者也。公輸子之巧、能得意於運斤成風之妙、工之至巧者也。以至明之智創物、而以至巧之工述之、不能廢規矩而成方圓。是規矩非出於方圓、而方圓之所自出者也。^d

述天地自然氣數、而以聲通之、謂之律。聲之曲折而成方、雜比而成文、謂之音。聖人推日以配音、而以情質、因辰以配

律而以和音。非聽至聰不足以達之。師曠之聰、能合乎八風之調、聽之至聰者也。以至聰之耳聽樂、不能廢六律而正五音。是六律非生於五音、而五音之所自生者也。蓋方圓之所成、五音之所正、必本於天性之聰明、成於人爲之法度。然則堯舜雖有亶聰明作元后之道、苟不資法度之粗以爲仁政、其能平治天下、使之各當其分、而不亂哉。傳曰、巧者能生規矩、不能廢規矩而正方圓、聖人能生法、不能廢法而治國。亦是意也。

今夫始萬物者道也、非仁政不行。繼道者仁政也、非道不立。堯舜不以仁政不能平治天下、則所謂道者乃所以在之也。堯典所言皆道、所以在天下。舜典所言皆政、所以治之。在之本也、治之末也。堯舜一道、史之所言如此、相爲終始而已。

人君有仁聲仁聞、猶離婁之有明、公輸子之有巧、師曠之有聰也。有仁政、猶離婁公輸子之以規矩、師曠之以六律也。根諸中、有不忍之仁心、形諸外、有足聽之仁聞。固宜近有以澤天下、遠有以法後世。然且不足致此者、非他、不行先王仁政之道云爾。有仁心仁聞、而不遵先王之法、謂之徒善。有先王之法、而無仁心仁聞、謂之徒法。

齊王恩足及禽獸、而功不加百姓、其心非不善也、而無益於政。徒善不足以爲政故也。禹之法非亡、而夏不世王、其法非不美也、而無益於行。徒法不能以自行故也。

苟主於中者有仁心仁聞之善而輔之以先王之法、正於外者有先王之法而主之以仁心仁聞。然猶其善不足以爲政、其法不能以自行、自古迨今、未之聞也。離婁之明、公輸子之巧、師曠之聰、聖人之法、不可廢於天下如此。

莊周反謂膠離朱之目天下人始含其明、櫪^l工倕^k之指天下人始有其巧、塞瞽曠之耳天下人始含其聰、殫殘天下之聖法而民始可與論議。蓋非一曲之論、將以復道之本故也。

〔校勘〕

a 「樂書卷第九十三」 四庫全書本は「樂書卷九十三」に作る。また四庫全書本にはこの行の前に「欽定四庫全書」の一行がある。

b 四庫全書本は、「樂書卷九十三」と「孟子訓義」の間に「宋陳暘撰」の一行がある。方濬師本には「宋宣德郎秘書省正字陳暘撰」の一行がある。

c 「方圓」 諸本同じ。現行『孟子』は「方員」に作る。

d 「所自出者也」 方濬師本「者」なし。

e 「聖人」 方濬師本「聖人」の上に「而」あり。

f 「推日以配音」 方濬師本「推日以配者」に作る。

g 「治國」 方濬師本「治亂」に作る。

h 「始萬物」 方濬師本「治萬物」に作る。

i 「在之本也」 方濬師本「正之本也」に作る。

j 「櫪」 諸本同じ。『莊子』現行諸本は「擲」に作る。

k 「工倕」 四庫全書本「公倕」に作る。『莊子』現行諸本は「工倕」。

〔訳〕

離婁の明、公輸子の巧も、規矩を以てせざれば方圓を成す能はず。師曠の聰も、六律を以てせざれば五音を正す能はず。堯舜の道も、仁政を以てせざれば天下を平治する能はず。今、仁心仁聞有るも、民は其の澤を被らず、後世に法となる可からざるは、先王の道を行はざればなり。故に曰く、「徒善は以て政を爲すに足らず、徒法は以て自ら行ふに足らず」と。詩に云ふ、「愆^lらず忘れず、舊章に率ひ由る」と。先王の法に遵ひて過つ者は、未だ之れ有らざるなり。

「見はるれば之を象と謂ひ、形あれば之を器と謂ふ」のである。聖人は「道の象」を明らかにすることによって器を製作したのであり、「器の体」によつてそこに「象」を寓したのである。知覚がきわめて鋭敏でなければ創造できないし、技術がきわめて巧妙でなければ伝えることはできない。離婁の視力は、百歩離れたところから秋毫（獣類の秋に生える細毛）を見分けることができる。知覚がきわめて鋭敏な者である。公輸子の技術は、斧を振

り回して風を起こすような妙技²を得意とした。技術がきわめて巧妙な者である。最高の知覚によって物を創造し、最高の技量でそれを伝えるとしても、コンパスと物差を使わずに四角形や円を描くことはできない。つまり、コンパスや物差などの道具は、四角形や円という図形から作り出されたものではなく、そこ(道具)から四角形や円などの図形が生み出されるということである。

天地自然の気の法則性を観察し音響によってその法則を明らかにしたものが「律」である。音響がさまざまに変化して一定の規則に従って音階を形成し、音をさまざまに組み合わせる美しい音楽としたものが「音」である³。聖人は曆法の「日」の法則を考えてそれを「五音」に配当して人の本性を正し、「十二律」の法則にもとづいてそれを「十二律」に配当して「八音(八種の楽器)」を協和させるのである⁴。聴覚がきわめて鋭敏な者でなければこのようなことは成し遂げられない。師曠の音感のよさは、八風を調和させることができた。聴覚がきわめて鋭敏な者である。最高に鋭敏な聴覚によって楽を聴くのだが、六律という道具を使わずに五音音階を正しく定めることはできない。つまり六律は、五音音階から作り出されたものではなく、五音音階がそこから生み出されるということなのである。四角や円が正確に描かれ五音音階が正しく定められるには、必ず天性の聡明さにもとづきつつ、人為的な法則に従って完成するのである。そうであるから、堯・舜には「まことに聡明なるもの元后となる。」⁵という大

方針があったのだが、かりに法則制度による枠組みに頼らずに仁政をおこなったとしたら、はたして天下を太平にして人をふさわしい位置に落ち着けて乱れることのないようにできたであろうか。伝に「巧者は規矩を作る能力がある。規矩を棄てて方円を正しく描くことはできない。聖人は法を作る能力がある。法を棄てて国を治めることはできない。」⁶と云うのも、またこのことである。

そもそも万物を生み出す根源は道であるが、仁政なくしてその力は發揮されない。道の働きを継承して実践するのが仁政であるが、道なくして仁政は成り立たない。「堯舜も、仁政を以てせざれば天下を平治する能はず」⁷なのだから、道なるものは存在する基盤なのである。『尚書』の「堯典」の述べるものはすべて道であり天下に存在する根拠である。いつぼう「舜典」の述べるものはすべて政治であり、天下を治める手段である⁷。存在することは本であり、治めることは末である。堯と舜のありかたはまったく同一の道である。史書の記録はこのように終始が整い、全体で完結しているのである。

君主に仁声と仁聞⁸があるのは、離婁のすぐれた視力、公輸子の高い技術、師曠の秀でた音感のようなものである。「人君が」仁政をおこなうのは、離婁や公輸子がコンパスと物差を用い、師曠が六律を用いるのと同じことである。内面に根ざす「人に忍びざる仁心」を持ち、これを外に発現して人に受け入れられる仁者としての名声を持つなら、近くには天下に恩沢を施し、遠くには

後世の模範となろう。にもかかわらず達成困難なのは、ほかでもない、先王の仁政の道をおこなわないからである。仁心と仁聞がありながら先王のやり方をとらないこと、これを「徒善」（実現手段を欠いた善意）という。先王のやり方をおこなないながら仁心と仁聞がないこと、これを「徒法」（目標を欠いた技術）という。

齊王は、その恩愛を禽獸にまで及ぼすことができるのに、その効果が人民には届いていない。王の心が善でないわけではない。にもかかわらず行政において有効に機能していないのは、「徒善では政治をおこなうことができない」からである。禹のやりかたは失われたわけではないのに、夏王室は永世、王者として君臨しなかった。そのやり方がすぐれていなかったわけではない。にもかかわらず行政において有効に機能していないのは、「徒法それ自身が働くことができない」¹⁰からである。

もしも内面には仁心と仁聞がしっかりとあり、加えてそれを先王の法の助けによって実行する者、あるいは外面には先王の法をしっかりと示し、そのうえ根本を仁心と仁聞におく者、こうしたやりかたにもかかわらず「その善は以て政を爲すに足らず、その法は以て自ら行ふに足らず」というようなことは、昔から現在まで聞いたためしがない。離婁の視力、公輸子の技術、師曠の音感、聖人の法、これらを捨ててはならないこと、以上のとおりである。

莊周はそうした考えに反して言う。「離朱の目を膠でふさいで初めて天下の人は本来の視力を回復する。工倕の指をだめにして

初めて人は本来の技術を回復する。瞽曠の耳を塞いで初めて天下の人は本来の聴力を回復する。天下の聖典をすべて破棄して初めて民衆は議論しあえるようになる¹¹」と。おそらくこれは偏向した論ではない。道の根本に復帰することを主張しているからである。

〔注〕

1 『周易』（繫辭上傳）による。「乾」「坤」「変」「通」「象」「器」「法」「神」を定義する一節の句である。「扉を閉ざすことが〈坤〉、扉を開くことが〈乾〉、閉じたり開いたりするものが〈変〉、変化が続いて窮まりないのが〈通〉、〈変〉〈通〉の結果が卦爻となつて現れるのが〈象〉、それにもとづいて実際に作られるのが〈器〉、それを実用に供するのが〈法〉、民衆がこれを最大限に活用するのが〈神〉である（闔戸謂之坤、闔戸謂之乾、一闔一闔謂之變、往來不窮謂之通、見乃謂之象、形乃謂之器、制而用之謂之法、利用出入、民咸用之謂之神）」とある。

2 『莊子』（徐無鬼篇）に見える逸話による。ある人が鼻先にごく薄く壁土を塗り、それを大工の棟梁の匠石に削り取らせたが、匠石はただ無造作に斧を振り回し、鼻は無傷だったという話。「匠石は斤を運らして風を成し、まかせて之をきる（匠石運斤成風、聽而斲之）」とある。

3 「音」の定義は、鄭玄（『禮記』樂記の冒頭の注）による。

「音階の構成音が入り交じって鳴り響くのが〈音〉で、単独で鳴るのは〈声〉である(宮商角徵羽、雜比日音、單出日聲)」とある。これにもとづく注解は『樂書』に類出する。「單出者樂之聲也、曲折成方、交錯成文而雜比者、樂之音也」(『樂書』卷第九)、「單出爲聲、雜比爲音」(『樂書』卷第六十一)など。

4 揚雄『太玄』(太玄數)の「聲は日に生じ、律は辰に生ず。聲もつて質を情し、律もつて聲を和し、聲律あひ協して八風生ず(聲生於日、律生於辰、聲以情質、律以和聲、聲律相協而八風生)」とあるのに似る。『太玄』は「十干」を「五聲」に配当し、陳陽は「音」を「日」に結びつけている。陳陽の言う「音」はここでは「五聲」のことか。「十二律」と「十二支(十二辰)」の結合は『太玄』と同じである。類似の理論は『淮南子』(天文訓)に原型がある。ただし『淮南子』では「五聲」を「五音」としている。「律を辰に当て、音を日に当てる(律以當辰、音以當日)」とある。「情質」の「情」は、「正す」の意。

5 『尚書』(泰誓上)による。紂王討伐に立つた周の武王が誓った言葉の一部である。「ほんとうに〈聰明〉な者が大いなる君主となる(亶聰明作元后)」とある。「離婁の〈明〉」「師曠の〈聰〉」を解釈するために「聰明」の句を含む一節を利用したのである。

6 『管子』(法法)による。「訓義」の引用は『管子』に同じ。

7 堯と舜の相違を論じている。これに酷似する論が『河南程氏遺書』(卷第二十一上)に引く王安石の語にある。亨仲なる人の質問として「又問ふ、介甫言ふ、堯は天道を行ひて以て人を治む、舜は人道を行ひて以て天に事ふ、とは如何(又問、介甫言、堯行天道以治人、舜行人道以事天、如何)」とある。また『南華眞經義海纂微』(卷第四十二)に引く「詳道註」に「堯舜の道は一なり、堯は天道を行ひて言ふ所の者は人なり。舜は天道を行ひて言ふ所の者は天なり(堯行天道而所言者人、舜行人道而所言者天)」とある。「詳道」は陳祥道すなわち陳陽の兄か。「詳道註」は一見この「訓義」に似るが、『莊子』(天道篇)本文および「詳道註」の趣旨は、人道を重視する堯より、いつさいを無為の「天」に委ねる舜を上位に置くものであり、「訓義」の論旨とは異なる。

8 原文に「仁聲仁聞」とあるが、ここは『孟子』本文を踏まえた箇所なので「仁心仁聞」(仁愛の心と仁者としての評判)であるべきである。「訓義」の以下の文ではすべて「仁心仁聞」となっており、『孟子』に一致する。ここは誤記であろう。

9 『荀子』(君道)による。「禹の政治の手段は今も伝わっているが、夏王朝は永代統いてはいない。つまり法はそれ自身で存続することはできず、条例はそれ自身で施行されることではない。しかるべき人がいれば存続するし、そういう人がいなければ機能は失われる(禹之法猶存、而夏不世王、故法不

能獨立、類不能自行、得其人則存、失其人則亡」とある。

10 「徒法不能以自行」は、『孟子疏』（偽）孫奭）の「規矩や六律の法は、自身で働くことはできず、それを使う人がいて活用されてはじめて正確な図形が描かれ、音階が整えられる（以其規矩六律之法、不能自行之、必待人而用之、然後能成其法員、正其五音也）」に沿って理解した。

11 『莊子』（胠篋篇）による。「訓義」は原文を短縮し文章の順序を少し変更している。

聖人既竭目力焉、繼之以規矩準繩、以爲方員平直、不可勝用也。既竭耳力焉、繼之以六律、正五音、不可勝用也。既竭心思焉、繼之以不忍人之政、而仁覆天下矣。

衡運生規、規圓生矩、矩方生繩、繩直生準。所謂規矩者正方圆之器也、準繩者正平直之器也。離婁之明止於目之所視、而聖人竭目力焉、則能內視無形、而極乎離婁之所不能見。師曠之聰止於耳之所能聽、而聖人竭耳力焉、則能反聽於無聲、而極乎師曠之所不能聞。

明雖足以極離婁之所不能視、非繼之以規矩準繩、不足以正方圆平直之器。聰雖足以極師曠之所不能聞、非繼之以六律、不足以正宮商角徵羽之音。

昔舜欲作十二章之服以行典禮、必命禹以明之、察音律之變以

在治忽、必命禹以聽之、以禹爲能竭耳目之力故也。作服必觀古人之象、審音必本於六律、豈繼之規矩準繩六律之意邪。彼其於器械聲音之小者猶若是。況宰制天下統一海内、雖竭心思以盡精微之妙如之、何不繼以不忍人之仁政哉。先王有不忍人之仁心、斯有不忍人之仁政。以不忍人之仁心、行不忍人之仁政、其兼愛足以仁民、其博愛足以愛物。凡在天地之間、體性抱情者、吾之仁均有以周覆之。所謂仁覆天下如此而已。周官天子執冒圭以朝諸侯。圭以銳爲用、象天有生物之仁、則其命之以冒者、豈亦仁覆天下之意歟。

然於耳目言力、於心言思者、蓋人以心爲君無爲以運其思於内、以耳目爲官有爲以竭其力於外故也。

〔校勘〕

a 「况宰制天下統一海内」 宋刊本、四庫全書本、方濬師本「况宰制天下乎一海内」に作る。

b 「博愛」 四庫全書本、方濬師本「博愛」に作る。二字、通じらる。

〔訳〕

聖人は既に目の力を竭くし、之に繼ぐに規矩準繩を以てす。以て方員平直を爲すこと勝げて用ふべからざるなり。既に耳の力を竭くし、之に繼ぐに六律を以てす。五音を正すこと勝げて用ふべからざるなり。既に心の思を竭くし、之に繼ぐに人に忍

びざるの政を以てして、仁は天下を覆ふ。

「衡は回転して規を生じ、規は円形でそこから矩を生じ、矩は方形でそこから繩を生じ、繩は垂直でそこから準を生ず」と言う。規・矩は四角と円形を正確に求める道具であり、準・繩は水平と垂直を正確に求める道具であるということだ。離婁の視力は肉眼で見える範囲にとどまっているが、聖人は視力を余す所なく使うので心の内で形のないものを見ることができ、離婁の見ることでできないところまで極め尽くす。師曠の聴力は耳で聞くことのできる範囲にとどまっているが、聖人は聴力を余す所なく使うのでかえって音のないものを聞くことができ、師曠の聞くことのできないところまで極め尽くす。

視力の良さは、離婁の見ることでできないものまで極め尽くすとはいえ、規・矩・準・繩の補助を利用しなければ方形・円形・水平・垂直の道具を正しく求めることはできないのである²。音感の良さは、師曠の聞くことのできないものまで極め尽くすとはいえ、そのうえで六律の補助を利用しなければ宮商角徵羽の音を正しく求めることはできないのである。

昔、舜は十二種の文様の服を作って典礼をおこなおうとしたが、きまって禹に命じてそれを点検させた³。音律の変化を観測して政治の得失を知ろうとしたが、きまって禹に命じてそれを聞かせた⁴。禹が耳と目の力を余す所なく發揮できるからである。服を作るには古人の様式を参照し、音を知るには必ず六律を根拠

とするのは、「之に繼ぐに規矩準繩六律を以てす」と同じ趣旨であろう⁵。器具や音律のような些事ですらこうである。ましてや天下を経営し国内を統一するにあたっては、心の思慮を尽くして精緻微妙をきわめたとしても、どうして「人に忍びざるの仁政」の助けを借りておこなわないことがあるのか。先王は「人に忍びざる仁心」を持って「人に忍びざる仁政」があるのだ。「人に忍びざる仁心」を持つて「人に忍びざる仁政」を実行すれば、その兼ね愛する心は民に仁を施すにじゅうぶんなものとなり、その博く愛する心は万物を愛するにじゅうぶんなものとなる。天地の間に存在して性・情を持つものに対しては、自身の仁があまねく覆いつくすことができるのである。孟子の言う「仁は天下を覆ふ」とはこのようである。『周官』によると、天子は冒圭を手執つて諸侯の朝見を受ける。圭は、「鋭い」ことがその性質で、天に万物を生む仁愛の心があることをかたどっている。ならば、これを「冒」と称するのは、これまた「仁は天下を覆ふ」という意味であろうか。

しかしながら、耳と目について述べるときは「力」と言い、心の場合には「思」と言う理由はなにか。つまり、人にあつては心は君主であり、なにもせず（無為）に内面で思慮を働かせ、いつぱう耳や目は官吏として仕事があり（有為）その能力を余さず外に働かせるからである。

〔注〕

1 『漢書』律曆志(上)による。「權與物鈞而生衡、衡運生規、規圓生矩、矩方生繩、繩直生準、準正則平衡而鈞權矣、是爲五則」とある。

2 原文に「不足以正方圓平直之器」とある。「方圓平直」は道具によつて生み出される図形であるから、このままでは論理がおかしい。「之器」の二字は、下文の「不足以正宮商角徵羽之音(以て宮商角徵羽の音を正すに足りず)」に引きずられた衍文であろうか。「之器」の二字を削ると「(規矩準繩の助けによらなければ)方形・円形・水平・垂直を正すことはできない」となり、通じる。

3 『尚書』(益稷)による。舜が禹に向かつて、左右の臣下の補佐が欠かせないことを述べ、それに続けて言った言葉。すなわち「余は古人の定めた衣裳の文様を世に示したいと考える。太陽、月、星、山、龍、虫を上着に描き、獸、草、火、米、斧、弓を裳す所に縫い取りし、五色を美しく五種の布に描いて服装として尊卑の序列を示したい。お前はこれを明らかにせよ(予欲觀古人之象、日、月、星辰、山、龍、華蟲、作會。宗彝、藻、火、粉米、黼、黻、絺繡。以五采彰施于五色、作服。汝明)」とある。鄭玄は『周禮』(司服)の注にこの『尚書』の文を引いて「これは昔の天子の十二種の冕服で、舜が天下に示そうとしたものである(此古天子冕服十二章、舜欲觀焉)」という。

4 『尚書』(益稷)による。注3に続く文。「余は六律・五声・

八音を聞いて政治の得失を明らかにし、仁義礼智信の五徳の言葉を出納しようと思う。お前はこれをよく聞け(予欲聞六律五聲八音、在治忽、以出納五言。汝聽)」とある。

5 原文は「豈繼之規矩準繩六律之意邪」。ここは『孟子』本文をそのまま引用して示す部分であるから「豈繼之以規矩準繩六律之意邪」でなくてはならないが「訓義」は「以」の字を欠いている。補つて解釈した。

6 『周官』(考工記)「玉人」に「天子執冒四寸以朝諸侯」とあるのによるか。鄭玄の注に「名玉曰冒者、言德能覆天下也(玉器を冒と名付けたのは、徳がよく天下を覆うことを示している)」とあり、「訓義」もこれに従っている。

有孺子歌曰、滄浪之水清兮可以濯我纓、滄浪之水濁兮可以濯我足。孔子曰、小子聽之、清斯濯纓、濁斯濯足矣、自取之也。

水之爲物、其出有源、其行有委。得其地則清、非其地則濁。清者爲陽、人之所尊也、以之濯首飾之纓、豈仁則榮、人所尊戴之意邪。濁者爲陰、人之所賤也、以之濯下體之足、豈不仁則辱、人所卑賤之意邪。由是觀之、水之性未嘗不潔、而或清或濁、非性之罪也、異其所處以取之而已。人之性未嘗不善、而或仁或不仁、亦非性之罪也、異其所爲而取之而已。

孟子有稱夏諺者、有稱人有常言者、有稱孺子歌者、蓋性命

之理人所同然、言或在道孟子取之。

樂書卷第九十三¹。

〔校勘〕

a 「人有常言」 『孟子』の句の引用であるが、現行『孟子』諸本は「人有恆言」に作る。ここは宋真宗の諱(恆)を避けたのである。四庫全書本は「人有恆言」に改めている。方濬師本は「常言」に作る。

b 「樂書卷第九十三」 国会図書館蔵宋刊本「樂書卷第九十三終」、四庫全書本「樂書卷九十三」、方濬師本「樂書卷九十三終」にそれぞれ作る。

〔訳〕

孺子あり歌ひて曰く、「滄浪の水清ければ、以て我が纓を濯ふべし。滄浪の水濁らば、以て我が足を濯ふべし」と。孔子曰く、「小子之を聴け。清ければ纓を濯ひ、濁らば足を濯ふ。自らこれを取るなり」と。

水の物質としての性質は、出現するには源があり、流れ行くには委ねるものがある。適した場所を得れば清く、適していない場所では濁るのである。「清」は陽であり、それを人は尊重する。清水で頭部を飾る纓を洗うのは「仁なれば榮える」ということ

で、人が尊重して戴くという趣旨であろう。「濁」は陰であり、それを人は蔑む。濁水で下半身の足を洗うのは「不仁なれば辱めらる」ということで、人が卑しんで蔑むという趣旨であろう。

以上のことからして、水の性質は清潔でないわけではない。澄んだり濁ったりするが、それは本来の性質の罪ではない。存在する場所が異なるため、異なる状態となるのだ。人間の本性は善良でないわけではない。仁者になったり不仁者になったりするが、それは本性の罪ではない。行為が異なる結果、そうした結果を招くのだ。

孟子は「夏の諺に⁴」として引用したり、「人に常の言あり⁵」として引用したり、「孺子歌ふ」として引用したりする。思うに「性命の理」として人はみな同じであるので、言葉が道にかなつたものであれば孟子はそれを採用するのである。

(樂書卷第九十三)

〔注〕

1 「源」「委」を並列した用例としては「三王之祭川也、皆先河而後海、或源也、或委也、此之謂務本」(『禮記』學記)がある。鄭玄の注に「源は泉の出づる所、委は流れの聚まる所。始め一勺より出で、卒ひに測らざるを成す(源泉所出也、委流所聚也、始出一勺、卒成不測)」とある。『禮記』の「委」は委積の「委」(あつまる)であるが、ここの「訓義」の「委」は委付の「委」(まかせる)であろう。

2 『孟子』（公孫丑章句上）による。「孟子曰、仁則榮、不仁則辱」とある。

3 注2参照。

4 『孟子』（梁惠王章句下）による。齊の宣王が孟子に「雪宮」を設けて楽しむことの是非を問うた時、孟子は景公と晏嬰の問答を引いて答えた。その中の晏嬰の言葉に「夏の諺」が引かれている。すなわち「夏諺曰、吾王不遊、吾何以休、吾王不豫、吾何以助（夏の国のことわざに言う。「我々の殿様がお遊びにならないのに、我々が休息できようか。殿様がお楽しみでないのに、どうして助けていただけようか」と）」とある。

5 『孟子』（離婁章句上）による。すなわち「孟子曰、人有恆言、皆曰天下國下（世の人は決まって言う。「天下国家」など）」とある。

(二〇〇八、三、三〇)